

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500589 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500145 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 26 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 25 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（26 万 4,600 円）の支払を受け、標準賞与額（26 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 4,493 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500595 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500146 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 26 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（26 万 4,600 円）の支払を受け、標準賞与額（26 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 4,493 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500596 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500147 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 31 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（31 万 6,600 円）の支払を受け、標準賞与額（31 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 7,348 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500611 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500150 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 26 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 53 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（26 万 7,300 円）の支払を受け、標準賞与額（26 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 4,658 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500612 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500151 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 21 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 41 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（21 万 2,700 円）の支払を受け、標準賞与額（21 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 1,638 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500633 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500152 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 21 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 40 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（21 万 500 円）の支払を受け、標準賞与額（21 万円）に基づく厚生年金保険料（1 万 1,529 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500639 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500153 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 21 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 50 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（21 万 2,700 円）の支払を受け、標準賞与額（21 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 1,638 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500694 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500154 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を26万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成16年7月16日を支給日とする賞与明細書及びA社から提出された「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与（26万5,000円）の支払を受け、標準賞与額（26万5,000円）に基づく厚生年金保険料（1万4,548円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500477 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500148 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 7 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録がない。平成 15 年 7 月に同社に正社員として入社し、入社時に社会保険に加入できる旨の説明があった。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち平成 15 年 7 月 25 日から平成 16 年 1 月 25 日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主については居所が確認できないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、入社した平成 15 年 7 月分の給与は支給されたものの給与明細書等は保有しておらず、同年 8 月から平成 16 年 1 月までの期間の給与は支給されず、給与が支給されない期間に係る厚生年金保険料を事業主から請求された記憶はない旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間当時居住していた B 市は、請求者は請求期間を含む平成 12 年 11 月 25 日から平成 20 年 6 月 24 日までの期間、国民健康保険に加入している旨回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間に A 社において被保険者記録の確認できる 3 人（事業主を除く。）に照会したものの、回答のあった一人は給与明細書等を保有しておらず、厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500496 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500149 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）C支店及びD支店における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 10 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から昭和 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から昭和 48 年 3 月 23 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 23 日から同年 7 月 1 日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、その前の標準報酬月額と比べて低い額になっているが、当時、報酬が下がることは考えられない。また、請求期間③については、C支店からD支店へ副調査役に昇格して転勤した時期に当たり、E厚生年金基金（現在は、E企業年金基金）の記録及び年金事務所で確認したA社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、昭和 48 年 3 月 1 日付け随時改定により、標準報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されているにもかかわらず、同年 3 月 23 日の同社D支店における標準報酬月額が 12 万 6,000 円に減額されている。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、当時、報酬が下がることは考えられない旨主張しているものの、A社C支店の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿における請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録は、同社が加入しているE企業年金基金から提出された請求者に係る「異動記録情報照会リスト」における標準報酬月額の記録と一致しており、不自然な訂正等の形跡も見当たらない。

なお、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿により、請求者の標準報酬月額が、昭和 48 年 3 月の随時改定により 13 万 4,000 円に改定されていることが確認できるものの、昭和 48 年 3 月 23 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とする厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定に基づき、昭和 48 年 3 月は同社C支店の被保険者期間に算入されない。

請求期間③について、請求者は、A社C支店から同社D支店へ副調査役に昇格して転勤した時期に当たり、昭和 48 年 3 月 23 日の同社D支店における標準報酬月額が上がる要因はあっても下がる要因はない旨主張しているものの、A社D支店に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票における請求期間③に係る標準報酬月額の記録は、上記「異動記録情報照会リスト」により確認できる昭和 48 年 3 月 23 日付け転勤時の標準報酬月額に一致しており、不自然な訂正等の形跡も見当たらない。

また、請求者は、請求期間①から③までの期間の給与明細書等の資料を保有しておらず、B社は、請求者に係る給与支給が確認できる資料を保管していないため、当該期間に係る給与及び保険料控除については不明である旨回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から③までの期間における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。